

お知らせ



戦没者等のご遺族のみなさまへ

第 12 回特別弔慰金の申請が始まりました

☎ 健康福祉課 福祉係

☎ 65・0001

戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者の死亡当時の遺族(子については胎児を含む)で、要件を満たす方に特別弔慰金を支給いたします。

【支給対象となる方】

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦勝病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族おひとりに支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、
順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

【支給内容】

国債名称：第十二回特別弔慰金国庫債券 い号
額面：27.5万円(5年償還)

請求窓口

健康福祉課 福祉係 ☎ 65・0001

※令和10年3月31日までにご請求ください

お知らせ



ご不便をおかけします

王塚装飾古墳館 火災のため休館のお知らせ

4月15日(火)深夜から16日(水)未明にかけて、王塚装飾古墳館にて火災が発生し、事務室が焼けました。幸い、けが人はいませんでしたが、火災の影響で王塚装飾古墳館は**当分の間休館**となっており、また4月19日(土)・20日(日)に予定されていた春の特別公開も中止になりました。

現在、復旧に向けて作業を進めておりますが、**王塚装飾古墳館の再開は未定**です。

町民の皆さまにはご不便をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

復旧の際には、桂川町ホームページや公式LINE等にてお知らせする予定です。

よろしくお願いいたします